

令和 6 年度補正予算「スマート農業技術開発・供給加速化対策」
 (うち重点課題対応型研究開発(民間事業者対応型))
 書類及び面接審査基準

1 必須項目

項目	内容	指標	適否
(1) 研究実施主体の適格性	研究グループの要件に適合しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・満たしている ・満たしていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・適合 ・不適合
	農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律(令和6年法律第63号。以下「スマート農業技術活用促進法」という。)第13条第4項に基づく認定を受けている、又は認定を受けていないが認定に必要となる手続・検討を進めているか	<ul style="list-style-type: none"> ・認定を受けている、又は認定を受けていないが必要な手続・検討を進めている ・認定を受けておらず、必要な手続・検討も進めていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・適合 ・条件付き適合 ・不適合
(2) 研究課題・内容の適格性	公募分野を対象とした研究であるか	<ul style="list-style-type: none"> ・公募分野を対象とした研究である ・公募分野を対象とした研究でない 	<ul style="list-style-type: none"> ・適合 ・不適合
	事業で実施する内容が、該当するスマート農業技術活用促進法第13条第4項に基づき認定を受けた、又は認定を受けることが確実である開発供給実施計画の内容の全部又は一部に即しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・開発供給実施計画に即しており、開発供給実施計画に記載されていない内容を含んでいない ・開発供給実施計画に即しているが、開発供給実施計画に記載されていない内容を含んでいる ・開発供給実施計画に即していない 	<ul style="list-style-type: none"> ・適合 ・条件付き適合 ・不適合

2 審査項目

審査領域	項目	内容	指標及び対応する点数
(1) 開発領域	ア 開発等技術の有効性	開発等を実施するスマート農業技術が、当該研究計画において対象としている品目や農作業の労働時間削減に有効なものか	<ul style="list-style-type: none"> ・開発等の対象の品目・農作業の労働時間削減に寄与する技術である：4点 ・開発等の対象の品目・農作業の労働時間削減に概ね寄与する技術である：3点 ・開発等の対象の品目・農作業の労働時間削減に一部寄与する技術である：2点 ・開発等の対象の品目・農作業の労働時間削減にほとんど寄与しない技術である：0点

イ 開発等技術の適用性	開発等を実施するスマート農業技術が、当該研究計画において対象としている以外の品目や地域にも適用できるものか	<ul style="list-style-type: none"> ・開発等の対象の品目・地域以外にも大きく適用できる技術である（複数品目かつ県域を超えて活用可能）：3点 ・開発等の対象の品目・地域以外にも適用できる技術である（複数品目若しくは県域を超えて活用可能）：2点 ・開発等の対象の品目・地域以外にほとんど寄与しない技術である：0点
ウ 開発等技術の新規性	開発等を実施するスマート農業技術が、当該研究計画の他において既に開発等をされている技術ではなく新規のものか	<ul style="list-style-type: none"> ・要素技術単位で新規性の高い研究内容が含まれている：6点 ・要素技術単位で新規性の高い研究内容が概ね含まれている：4点 ・要素技術単位で新規性の高い研究内容が一部含まれている：2点 ・要素技術単位で新規性の高い研究内容がほとんど含まれていない：0点
エ 開発等技術の優位性	開発等を実施するスマート農業技術が、既に開発等をされている若しくは類似の技術と比較して農作業の労働時間の削減効果が優位のものか	<ul style="list-style-type: none"> ・既存技術等と比較して農作業の労働時間の削減効果の優位性がある技術である：6点 ・既存技術等と比較して農作業の労働時間の削減効果の優位性が概ねある技術である：4点 ・既存技術等と比較して農作業の労働時間の削減効果の優位性が一部ある技術である：2点 ・既存技術等と比較して農作業の労働時間の削減効果の優位性がほとんどない技術である：0点
オ 価格低減効果の有効性	開発等を実施する計画に、開発等を実施するスマート農業技術の価格低減に資する研究内容が含まれており、また、その価格低減効果は有効なものか	<ul style="list-style-type: none"> ・開発等がされるスマート農業技術の価格が低減することが見込まれる研究内容である：6点 ・開発等がされるスマート農業技術の価格が概ね低減することが見込まれる研究内容である：4点 ・開発等がされるスマート農業技術の価格が一部低減することが見込まれる研究内容である：2点 ・開発等がされるスマート農業技術の価格が低減することが見込まれない研究内容又は当該内容を含んでいない：0点
カ 研究計画の正確性・妥当性	当該研究の計画について、計画期間内に成果が得られるようなスケジュールが適切に設定されており、また、実現可能性の乏しい内容が含まれておらず妥当なものか	<ul style="list-style-type: none"> ・適切に研究スケジュールが組み立てられており、また、実現性の乏しい内容は含まれていない：3点 ・概ね適切に研究スケジュールが組み立てられているが、実現性の乏しい内容が一部含まれている：2点 ・概ね適切に研究スケジュールが組み立てられているが、実現性の乏しい内容が含まれている：1点 ・適切に研究スケジュールが組み立てられておらず、実現性も乏しい：0点

	キ 研究経費の正確性・妥当性	当該研究の計画において、研究内容を踏まえ、適切に事業費が計上されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・不要な備品購入等の計画もなく、必要十分な経費が計上されている：3点 ・一部、不要と思われる備品の購入計画等はあるが、概ね必要な経費が計上されている：2点 ・多くの不要な支出計画が組まれており、過剰な経費が計上されている若しくは必要な経費が計上されていない：0点
	ク 研究体制の有効性・妥当性	当該研究の遂行に必要な実践的な研究開発実績を有する者が参画しており、また、適切に役割分担がなされているか	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な研究開発実績を有する者が必要十分に参画しており、綿密な連携も見込まれる：3点 ・必要な研究開発実績を有する者が一部参画しており、綿密な連携も概ね見込まれる：2点 ・必要な研究開発実績を有する者の参画が乏しいが、最低限の連携は見込まれる：1点 ・適切な研究者の参画がない又はエフォートが不足し、連携が見込まれない：0点
(2) 供給領域	ア 開発等される製品・サービスの必要性	開発等される製品・サービスは、農業生産現場のニーズを踏まえたものとなるか	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら率先して多くの農業者等から供給に当たって必要となる情報を聞き取り、統計等の多様な情報も活用しつつ密に把握した農業生産現場のニーズに応える研究計画となっている：3点 ・自ら率先して農業者等から供給に当たって必要となる情報を聞き取り、公表情報も活用しつつ把握した農業生産現場のニーズに応える研究計画となっている：2点 ・自ら農業者等から供給に当たって必要となる情報を聞き取ってはいるが、公表情報の活用は少なく、一部の農業生産現場のニーズに応える研究計画となっている：1点 ・自ら農業者等に聞き取ることもなく、公表情報の活用も乏しいことから、ほとんど農業生産現場のニーズに応える研究計画となっていない：0点
	イ 開発等される製品・サービスの供給事業の普及性	開発等される製品・サービスの供給事業に係る計画は、多くの農業者や地域を対象にしているものか	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの農業者や地域に供給できる計画である（複数品目かつ県域を超えて活用可能）：3点 ・開発等の対象の品目・地域以外にも適用できる計画である（複数品目若しくは県域を超えて活用可能）：2点 ・開発等の対象の品目・地域以外にほとんど寄与しない計画である：1点 ・開発等の対象の品目・地域以外に全く寄与しない計画である：0点
	ウ 開発等される製品・サービスの農業経営に	開発等される製品・サービスが、既存若しくは類似のもの（スマート農業技術以外の製品等も含む）と比較して、当該製	<ul style="list-style-type: none"> ・既存若しくは類似の製品等と比較して、農業経営の利益を増加させることが見込まれる：6点 ・既存若しくは類似の製品等と比較して、農業経営の利益を一部増加させることが見

	おける利益増加効果	品等を導入した農業経営の利益を増加させることが見込まれるか	<p>込まれる：3点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存若しくは類似の製品等と比較して、農業経営の利益を増加させることが見込まれない：0点
	エ 開発等される製品・サービスの供給事業の継続性	開発等される製品・サービスの供給事業に係る計画に持続性（経営合理性）は見込まれるか	<ul style="list-style-type: none"> ・供給事業の経営について、営業利益等が大きく黒字が見込まれる：2点 ・供給事業の経営について、営業利益等があり黒字が見込まれる：1点 ・供給事業の経営について、営業利益等がない若しくは赤字が見込まれる：0点
(3) 政策領域	ア スマート農業技術に関連する施策との関係性	当該研究の実施が、スマート農業技術に関連する施策の重要な課題解決につながるか	<ul style="list-style-type: none"> ・当該研究の実施が、スマート農業技術に関連する施策の重要な課題解決につながる：10点 ・当該研究の実施が、スマート農業技術に関連する施策の重要な課題解決に概ねつながる：7点 ・当該研究の実施が、スマート農業技術に関連する施策の重要な課題解決に一部つながる：3点 ・当該研究の実施が、スマート農業技術に関連する施策の重要な課題解決につながらない：0点
	イ スマート農業技術の研究開発施策との関係性	当該研究の実施により開発される主要な製品等の対象が、特にスマート農業技術の実用化が不十分である露地野菜、施設野菜若しくは果樹の営農類型に該当する品目であるか	<ul style="list-style-type: none"> ・露地野菜、施設野菜若しくは果樹の営農類型に該当し、スマート農業技術活用促進法の重点開発目標において例示している品目を対象としている：20点 ・露地野菜、施設野菜若しくは果樹の営農類型に該当するが、スマート農業技術活用促進法の重点開発目標において例示している品目を対象としていない：10点 ・露地野菜、施設野菜若しくは果樹の営農類型に該当しない：0点
		当該研究の実施により開発される主要な製品等が、多くの人手に依存する農作業を代替するために物理的な作業を行うロボット等のスマート農業技術であるか	<ul style="list-style-type: none"> ・該当する：20点 ・該当しない：0点
ウ 関連する施策との整合性	<p>関連する施策と整合しているか</p> <p>①みどりの食料システム戦略の推進に資する研究課題</p> <p>②参画する民間企業がマッチングファンド方式（研究費の一部を企業負担）を実施する場合</p> <p>③地域金融機関等が研究グループに参画し、研究計画に研究・検証等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・①から③のいずれかに該当：2点 ・①から③のいずれにも該当しない：0点 	

		を実施することが明確 に記載されている場合	
--	--	--------------------------	--

令和6年度補正予算「スマート農業技術開発・供給加速化対策」
 (うち現場ニーズ対応型研究)
 書類及び面接審査基準

1 必須項目

項目	内容	指標	適否
(1) 研究実施主体の適格性	研究グループの要件に適合しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・満たしている ・満たしていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・適合 ・不適合
(2) 研究課題・内容の適格性	公募分野を対象とした研究であるか	<ul style="list-style-type: none"> ・公募分野を対象とした研究である ・公募分野を対象とした研究でない 	<ul style="list-style-type: none"> ・適合 ・不適合

2 審査項目

審査領域	項目	内容	指標及び対応する点数
(1) 開発領域	ア 開発等技術の有効性	開発等を実施するスマート農業技術が、当該研究計画において対象としている品目や農作業の労働時間削減に有効なものか	<ul style="list-style-type: none"> ・開発等の対象の品目・農作業の労働時間削減に寄与する技術である：6点 ・開発等の対象の品目・農作業の労働時間削減に概ね寄与する技術である：4点 ・開発等の対象の品目・農作業の労働時間削減に一部寄与する技術である：2点 ・開発等の対象の品目・農作業の労働時間削減にほとんど寄与しない技術である：0点
	イ 開発等技術の適用性	開発等を実施するスマート農業技術が、当該研究計画において対象としている以外の品目や地域にも適用できるものか	<ul style="list-style-type: none"> ・開発等の対象の品目・地域以外にも大きく適用できる技術である（複数品目かつ県域を超えて活用可能）：4点 ・開発等の対象の品目・地域以外にも適用できる技術である（複数品目若しくは県域を超えて活用可能）：2点 ・開発等の対象の品目・地域以外にほとんど寄与しない技術である：0点
	ウ 開発等技術の新規性	開発等を実施するスマート農業技術が、当該研究計画の他において既に開発等をされている技術ではなく新規のものか	<ul style="list-style-type: none"> ・要素技術単位で新規性の高い研究内容が含まれている：4点 ・要素技術単位で新規性の高い研究内容が概ね含まれている：3点 ・要素技術単位で新規性の高い研究内容が一部含まれている：2点 ・要素技術単位で新規性の高い研究内容がほとんど含まれていない：0点
	エ 開発等技術の優位性	開発等を実施するスマート農業技術が、既に開発等をされている若しくは類似の技術と比較して農作業の労働時間の削減効果が優位のものか	<ul style="list-style-type: none"> ・既存技術等と比較して農作業の労働時間の削減効果の優位性がある技術である：4点 ・既存技術等と比較して農作業の労働時間の削減効果の優位性が概ねある技術である：3点 ・既存技術等と比較して農作業の労働時間の削減効果の優位性が一部ある技術であ

			<p>る：2点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存技術等と比較して農作業の労働時間の削減効果の優位性がほとんどない技術である：0点
オ 価格低減効果の有効性	開発等を実施する計画に、開発等を実施するスマート農業技術の価格低減に資する研究内容が含まれており、また、その価格低減効果は有効なものか		<ul style="list-style-type: none"> ・開発等がされるスマート農業技術の価格が低減することが見込まれる研究内容である：9点 ・開発等がされるスマート農業技術の価格が概ね低減することが見込まれる研究内容である：6点 ・開発等がされるスマート農業技術の価格が一部低減することが見込まれる研究内容である：3点 ・開発等がされるスマート農業技術の価格が低減することが見込まれない研究内容又は当該内容を含んでいない：0点
カ 研究計画の正確性・妥当性	当該研究の計画について、計画期間内に成果が得られるようなスケジュールが適切に設定されており、また、実現可能性の乏しい内容が含まれておらず妥当なものか		<ul style="list-style-type: none"> ・適切に研究スケジュールが組み立てられており、また、実現性の乏しい内容は含まれていない：4点 ・概ね適切に研究スケジュールが組み立てられているが、実現性の乏しい内容が一部含まれている：3点 ・概ね適切に研究スケジュールが組み立てられているが、実現性の乏しい内容が含まれている：2点 ・適切に研究スケジュールが組み立てられておらず、実現性も乏しい：0点
キ 研究経費の正確性・妥当性	当該研究の計画において、研究内容を踏まえ、適切に事業費が計上されているか		<ul style="list-style-type: none"> ・不要な備品購入等の計画もなく、必要十分な経費が計上されている：4点 ・一部、不要と思われる備品の購入計画等はあるが、概ね必要な経費が計上されている：2点 ・多くの不要な支出計画が組み立てられており、過剰な経費が計上されている若しくは必要な経費が計上されていない：0点
ク 研究体制の有効性・妥当性	当該研究の遂行に必要な実践的な研究開発実績を有する者が参画しており、また、適切に役割分担がなされているか		<ul style="list-style-type: none"> ・必要な研究開発実績を有する者が必要十分に参画しており、綿密な連携も見込まれる：4点 ・必要な研究開発実績を有する者が一部参画しており、綿密な連携も概ね見込まれる：3点 ・必要な研究開発実績を有する者の参画が乏しいが、最低限の連携は見込まれる：2点 ・適切な研究者の参画がない又はエフォートが不足し、連携が見込まれない：0点

(2) 供給領域	ア 開発等される製品・サービスの必要性	開発等される製品・サービスは、農業生産現場のニーズを踏まえたものとなるか	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら率先して多くの農業者等から供給に当たって必要となる情報を聞き取り、統計等の多様な情報も活用しつつ密に把握した農業生産現場のニーズに応える研究計画となっている：9点 ・自ら率先して農業者等から供給に当たって必要となる情報を聞き取り、公表情報も活用しつつ把握した農業生産現場のニーズに応える研究計画となっている：6点 ・自ら農業者等から供給に当たって必要となる情報を聞き取ってはいるが、公表情報の活用は少なく、一部の農業生産現場のニーズに応える研究計画となっている：3点 ・自ら農業者等に聞き取ることもなく、公表情報の活用も乏しいことから、ほとんど農業生産現場のニーズに応える研究計画となっていない：0点
	イ 開発等される製品・サービスの供給事業の普及性	開発等される製品・サービスの供給事業に係る計画は、多くの農業者や地域を対象にしているものか	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの農業者や地域に供給できる計画である（複数品目かつ県域を超えて活用可能）：9点 ・開発等の対象の品目・地域以外にも適用できる計画である（複数品目若しくは県域を超えて活用可能）：5点 ・開発等の対象の品目・地域以外にほとんど寄与しない計画である：2点 ・開発等の対象の品目・地域以外に全く寄与しない計画である：0点
	ウ 開発等される製品・サービスの農業経営における利益増加効果	開発等される製品・サービスが、既存若しくは類似のもの（スマート農業技術以外の製品等も含む）と比較して、当該製品等を導入した農業経営の利益を増加させることが見込まれるか	<ul style="list-style-type: none"> ・既存若しくは類似の製品等と比較して、農業経営の利益を増加させることが見込まれる：9点 ・既存若しくは類似の製品等と比較して、農業経営の利益を一部増加させることが見込まれる：5点 ・既存若しくは類似の製品等と比較して、農業経営の利益を増加させることが見込まれない：0点
	エ 開発等される製品・サービスの供給事業の継続性	開発等される製品・サービスの供給事業に係る計画に持続性（経営合理性）は見込まれるか	<ul style="list-style-type: none"> ・供給事業の経営について、営業利益等が大きく黒字が見込まれる：4点 ・供給事業の経営について、営業利益等があり黒字が見込まれる：2点 ・供給事業の経営について、営業利益等がない若しくは赤字が見込まれる：0点
	(3) 政策領域	ア スマート農業技術に関連する施策との関係性	当該研究の実施が、スマート農業技術に関連する施策の重要な課題解決につながるか

			<ul style="list-style-type: none"> ・当該研究の実施が、スマート農業技術に関連する施策の重要な課題解決につながらない：0点
イ	スマート農業技術活用促進法における開発供給実施計画の認定取得等	スマート農業活用促進法第13条第4項に基づく認定を受けている、又は認定を受けていないが認定に必要となる手続・検討を進めているか、かつ当該研究の内容が該当する開発供給実施計画に即しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・該当する：3点 ・該当しない：0点
ウ	中山間地域を始めとした地域課題への対応度	当該研究の実施が、多様な地域課題（中山間地域は除く）の解決につながるか	<ul style="list-style-type: none"> ・当該研究の実施が、多様な地域課題（中山間地域は除く）の解決につながる：9点 ・当該研究の実施が、多様な地域課題（中山間地域は除く）の解決に概ねつながる：6点 ・当該研究の実施が、多様な地域課題（中山間地域は除く）の解決に一部つながる：3点 ・当該研究の実施が、多様な地域課題（中山間地域は除く）の解決につながらない：0点
		当該研究の実施が、中山間地域の課題の解決につながるか	<ul style="list-style-type: none"> ・当該研究の実施が、中山間地域の課題の解決につながる：9点 ・当該研究の実施が、中山間地域の課題の解決に概ねつながる：6点 ・当該研究の実施が、中山間地域の課題の解決に一部つながる：3点 ・当該研究の実施が、中山間地域の課題の解決につながらない：0点
エ	関連する施策との整合性	関連する施策と整合しているか ①みどりの食料システム戦略の推進に資する研究課題 ②参画する民間企業がマッチングファンド方式（研究費の一部を企業負担）を実施する場合 ③地域金融機関等が研究グループに参画し、研究計画に研究・検証等を実施することが明確に記載されている場合	<ul style="list-style-type: none"> ・①から③のいずれかに該当：3点 ・①から③のいずれにも該当しない：0点

令和6年度補正予算「スマート農業技術開発・供給加速化対策」
 (うち技術改良・新たな栽培方法の確立の促進)
 書類及び面接審査基準

1 必須項目

項目	内容	指標	適否
(1) 研究実施主体の適格性	研究グループの要件に適合しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・満たしている ・満たしていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・適合 ・不適合
	農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律（令和6年法律第63号。以下「スマート農業技術活用促進法」という。）第13条第4項に基づく認定を受けている、又は認定を受けていないが認定に必要となる手続・検討を進めているか	<ul style="list-style-type: none"> ・認定を受けている、又は認定を受けていないが必要な手続・検討を進めている ・認定を受けておらず、必要な手続・検討も進めていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・適合 ・条件付き適合 ・不適合
(2) 研究課題・内容の適格性	公募分野を対象とした研究であるか	<ul style="list-style-type: none"> ・公募分野を対象とした研究である ・公募分野を対象とした研究でない 	<ul style="list-style-type: none"> ・適合 ・不適合
	事業で実施する内容が、該当するスマート農業技術活用促進法第13条第4項に基づき認定を受けた、又は認定を受けることが確実である開発供給実施計画の内容の全部又は一部に即しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・開発供給実施計画に即しており、開発供給実施計画に記載されていない内容を含んでいない ・開発供給実施計画に即しているが、開発供給実施計画に記載されていない内容を含んでいる ・開発供給実施計画に即していない 	<ul style="list-style-type: none"> ・適合 ・条件付き適合 ・不適合

2 審査項目

審査領域	項目	内容	指標及び対応する点数
(1) 開発領域	ア 開発等技術の有効性	開発等を実施するスマート農業技術が、当該研究計画において対象としている品目や農作業の労働時間削減に有効なものか	<ul style="list-style-type: none"> ・開発等の対象の品目・農作業の労働時間削減に寄与する技術である：7点 ・開発等の対象の品目・農作業の労働時間削減に概ね寄与する技術である：5点 ・開発等の対象の品目・農作業の労働時間削減に一部寄与する技術である：3点 ・開発等の対象の品目・農作業の労働時間削減にほとんど寄与しない技術である：0点

イ 開発等技術の適用性	開発等を実施するスマート農業技術が、当該研究計画において対象としている以外の品目や地域にも適用できるものか	<ul style="list-style-type: none"> ・開発等の対象の品目・地域以外にも大きく適用できる技術である（複数品目かつ県域を超えて活用可能）：5点 ・開発等の対象の品目・地域以外にも適用できる技術である（複数品目若しくは県域を超えて活用可能）：3点 ・開発等の対象の品目・地域以外にほとんど寄与しない技術である：0点
ウ 開発等技術の新規性	開発等を実施するスマート農業技術が、当該研究計画の他において既に開発等をされている技術ではなく新規のものか	<ul style="list-style-type: none"> ・要素技術単位で新規性の高い研究内容が含まれている：5点 ・要素技術単位で新規性の高い研究内容が概ね含まれている：4点 ・要素技術単位で新規性の高い研究内容が一部含まれている：3点 ・要素技術単位で新規性の高い研究内容がほとんど含まれていない：0点
エ 開発等技術の優位性	開発等を実施するスマート農業技術が、既に開発等をされている若しくは類似の技術と比較して農作業の労働時間の削減効果が優位のものか	<ul style="list-style-type: none"> ・既存技術等と比較して農作業の労働時間の削減効果の優位性がある技術である：5点 ・既存技術等と比較して農作業の労働時間の削減効果の優位性が概ねある技術である：4点 ・既存技術等と比較して農作業の労働時間の削減効果の優位性が一部ある技術である：3点 ・既存技術等と比較して農作業の労働時間の削減効果の優位性がほとんどない技術である：0点
オ 価格低減効果の有効性	開発等を実施する計画に、開発等を実施するスマート農業技術の価格低減に資する研究内容が含まれており、また、その価格低減効果は有効なものか	<ul style="list-style-type: none"> ・開発等がされるスマート農業技術の価格が低減することが見込まれる研究内容である：12点 ・開発等がされるスマート農業技術の価格が概ね低減することが見込まれる研究内容である：8点 ・開発等がされるスマート農業技術の価格が一部低減することが見込まれる研究内容である：4点 ・開発等がされるスマート農業技術の価格が低減することが見込まれない研究内容又は当該内容を含んでいない：0点
カ 研究計画の正確性・妥当性	当該研究の計画について、計画期間内に成果が得られるようなスケジュールが適切に設定されており、また、実現可能性の乏しい内容が含まれておらず妥当なものか	<ul style="list-style-type: none"> ・適切に研究スケジュールが組み立てられており、また、実現性の乏しい内容は含まれていない：5点 ・概ね適切に研究スケジュールが組み立てられているが、実現性の乏しい内容が一部含まれている：4点 ・概ね適切に研究スケジュールが組み立てられているが、実現性の乏しい内容が含まれている：3点 ・適切に研究スケジュールが組み立てられておらず、実現性も乏しい：0点

	キ 研究経費の正確性・妥当性	当該研究の計画において、研究内容を踏まえ、適切に事業費が計上されているか	<ul style="list-style-type: none"> ・不要な備品購入等の計画もなく、必要十分な経費が計上されている：5点 ・一部、不要と思われる備品の購入計画等はあるが、概ね必要な経費が計上されている：3点 ・多くの不要な支出計画が組まれており、過剰な経費が計上されている若しくは必要な経費が計上されていない：0点
	ク 研究体制の有効性・妥当性	当該研究の遂行に必要な実践的な研究開発実績を有する者が参画しており、また、適切に役割分担がなされているか	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な研究開発実績を有する者が必要十分に参画しており、綿密な連携も見込まれる：5点 ・必要な研究開発実績を有する者が一部参画しており、綿密な連携も概ね見込まれる：4点 ・必要な研究開発実績を有する者の参画が乏しいが、最低限の連携は見込まれる：3点 ・適切な研究者の参画がない又はエフォートが不足し、連携が見込まれない：0点
(2) 供給領域	ア 開発等される製品・サービスの必要性	開発等される製品・サービスは、農業生産現場のニーズを踏まえたものとなるか	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら率先して多くの農業者等から供給に当たって必要となる情報を聞き取り、統計等の多様な情報も活用しつつ密に把握した農業生産現場のニーズに応える研究計画となっている：5点 ・自ら率先して農業者等から供給に当たって必要となる情報を聞き取り、公表情報も活用しつつ把握した農業生産現場のニーズに応える研究計画となっている：4点 ・自ら農業者等から供給に当たって必要となる情報を聞き取ってはいるが、公表情報の活用は少なく、一部の農業生産現場のニーズに応える研究計画となっている：3点 ・自ら農業者等に聞き取ることもなく、公表情報の活用も乏しいことから、ほとんど農業生産現場のニーズに応える研究計画となっていない：0点
	イ 開発等される製品・サービスの供給事業の普及性	開発等される製品・サービスの供給事業に係る計画は、多くの農業者や地域を対象にしているものか	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの農業者や地域に供給できる計画である（複数品目かつ県域を超えて活用可能）：12点 ・開発等の対象の品目・地域以外にも適用できる計画である（複数品目若しくは県域を超えて活用可能）：6点 ・開発等の対象の品目・地域以外にほとんど寄与しない計画である：2点 ・開発等の対象の品目・地域以外に全く寄与しない計画である：0点
	ウ 開発等される製品・サービスの農業経営に	開発等される製品・サービスが、既存若しくは類似のもの（スマート農業技術以外の製品等も含む）と比較して、当該製	<ul style="list-style-type: none"> ・既存若しくは類似の製品等と比較して、農業経営の利益を増加させることが見込まれる：12点 ・既存若しくは類似の製品等と比較して、農業経営の利益を一部増加させることが見

	おける利益増加効果	品等を導入した農業経営の利益を増加させることが見込まれるか	<p>込まれる：6点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存若しくは類似の製品等と比較して、農業経営の利益を増加させることが見込まれない：0点
	エ 開発等される製品・サービスの供給事業の継続性	開発等される製品・サービスの供給事業に係る計画に持続性（経営合理性）は見込まれるか	<ul style="list-style-type: none"> ・供給事業の経営について、営業利益等が大きく黒字が見込まれる：7点 ・供給事業の経営について、営業利益等があり黒字が見込まれる：5点 ・供給事業の経営について、営業利益等がない若しくは赤字が見込まれる：0点
(3) 政策領域	ア スマート農業技術に関連する施策との関係性	当該研究の実施が、スマート農業技術に関連する施策の重要な課題解決につながるか	<ul style="list-style-type: none"> ・当該研究の実施が、スマート農業技術に関連する施策の重要な課題解決につながる：7点 ・当該研究の実施が、スマート農業技術に関連する施策の重要な課題解決に概ねつながる：5点 ・当該研究の実施が、スマート農業技術に関連する施策の重要な課題解決に一部つながる：3点 ・当該研究の実施が、スマート農業技術に関連する施策の重要な課題解決につながらない：0点
	イ 中山間地域を始めとした地域課題への対応度	当該研究の実施が、多様な地域課題（中山間地域は除く）の解決につながるか	<ul style="list-style-type: none"> ・当該研究の実施が、多様な地域課題（中山間地域は除く）の解決につながる：3点 ・当該研究の実施が、多様な地域課題（中山間地域は除く）の解決に概ねつながる：2点 ・当該研究の実施が、多様な地域課題（中山間地域は除く）の解決に一部つながる：1点 ・当該研究の実施が、多様な地域課題（中山間地域は除く）の解決につながらない：0点
		当該研究の実施が、中山間地域の課題の解決につながるか	<ul style="list-style-type: none"> ・当該研究の実施が、中山間地域の課題の解決につながる：3点 ・当該研究の実施が、中山間地域の課題の解決に概ねつながる：2点 ・当該研究の実施が、中山間地域の課題の解決に一部つながる：1点 ・当該研究の実施が、中山間地域の課題の解決につながらない：0点
ウ 関連する施策との整合性	<p>関連する施策と整合しているか</p> <p>①みどりの食料システム戦略の推進に資する研究課題</p> <p>②参画する民間企業がマッチングファンド方式（研究費の一部を企業負担）を実施する場合</p> <p>③地域金融機関等が研究</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・①から③のいずれかに該当：2点 ・①から③のいずれにも該当しない：0点 	

		グループに参画し、研究計画に研究・検証等を実施することが明確に記載されている場合	
--	--	--	--